官民有地境界協定事務取扱要領

令和3年1月1日

播磨町

第1 総 則

この要領は、播磨町所管の町道、町有道路敷、町有水路敷、里道敷(赤線)、水路敷(青線)及びその他の公共用財産と民有地との境界を明らかにすることに関し必要な事項を定めるものとする。

道路区域明示についても同様の取り扱いとする。

第2 協定の申請

- 1. 協定の申請ができる者
 - (1) 登記簿上の所有者
- (2) 登記簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合にはその者とする。
 - (3) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。 ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
 - (4) 共有地の場合は、共有者全員とする。
 - (5) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。 ただし、遺産分割協議書等が存在する場合は、その内容による。
 - (6) 土地所有者が法定代理人を必要とする場合は、法定代理人とする。 この場合においては、法定代理人であることを証する書面を添付し、 土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとす る。
 - (7) 公共事業施行のための境界協定を必要とする場合は、施行主体の 国、地方公共団体又はその他公的機関は、土地所有者の委任を受けて 申請することができる。

2. 協定の申請手続

協定の申請をしようとするものは、官民有地境界協定申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

なお、申請者は、申請書に委任状(様式第2号)を添付し、申請に係る 事務を代行する者を置くことができるものとする。

- (1) 印鑑登録証明書(申請時に3ヶ月以内のもの)
- (2) 第2の1の(2)から(7)に該当する申請については、その資格を証明 する書面
- (3) 位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の状況が記載された図面(既刊の住宅地図等)に、当該申請箇所を着色したものとする。

(4) 全部事項証明書

申請地・隣接地・対側地等について、申請時から遡って3ヶ月以内

に発行された全部事項証明書、登記事項要約書又は登記情報提供サービスによる登記情報の写しとする。

また登記情報の写しを添付する場合は、閲覧日、閲覧者の資格及び 氏名を記載・押印のうえ、閲覧内容と相違ないことを証明すること。

申請者の現住所が全部事項証明書上の住所と異なる場合、住所の沿革を確認できる書類(住民票・戸籍の附票等)を添付すること。

- (5) 土地調書(様式第3号)
- (6) 公図写し

法務局備付けの公図(字限図)等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したもの又は登記情報提供サービスによる写し(閲覧日、閲覧者の資格及び氏名を記載・押印)を添付すること。また公図に着色がある場合は同色で着色し、次に掲げる事項を記入押印したものとする。字界の場合は合成公図を作成すること。

- ① 申請箇所
- ② 当該公図の所在する法務局
- ③ 方位、縮尺が記載されている場合には、方位及び縮尺
- ④ 字名、地番及び種別
- ⑤ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格(職)氏名印

(7) 実測平面図

縮尺は250分の1から500分の1までの現況を表示するのに適当なものとし、当該申請箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

- ① 方位及び縮尺
- ② 郡町字名及び地番
- ③ 申請者が主張する境界線(各境界点の位置及びその点間距離)
- ④ 横断面図の位置
- ⑤ 測量の年月日及び測量者の資格(職)氏名回製図者が別の場合に はその者の資格(職)氏名回を含む。
- ⑥ その他町長が必要と認める事項

(8) 横断面図

縮尺は、100分の1以上とし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

- ① 公共用地名及び地番
- ② 申請者が主張する境界線
- ③ 測量の年月日及び測量者の資格(職)氏名回製図者が別の場合 にはその者の資格(職)氏名回を含む。

(9) 座標リスト及び求積表

座標リスト及び求積表は、できる限り1枚の用紙に記載のこと。

- (10) 隣接土地所有者の境界同意書(様式第4号)又は筆界確認書
- (11) 筆界点の説明書

各点の現況及び境界についての主張根拠等を記載したもので、様式は 任意とする。

- (12) 当該申請箇所の隣接地が国、地方公共団体又は、地方公共団体の長が 管理する土地である場合には、官民有地境界協定書写し又は境界同意書
- (13) その他町長の必要と認める図書
 - ① 利害関係人の同意書(対側土地所有者、水利権者等)
 - ② 現況写真(起終点、折点、筆界点、引照点、全景等)
 - ③ その他町長の必要と認める図書(地積測量図等)

第3 受 理

申請者より申請書の提出があった場合には、審査し補正の必要があるものを除いて受理をする。

第4 現地立会

- ① 申請時の境界点は木杭、樹脂杭、ペンキ等により明示しておくこと。
- ② 立会時、ポール・巻尺等を持参すること。

第5 協定

1. 協定用図面の作成

境界について協議が成立し境界線の決定があった場合には、次の各号に 定めるところにより協定図を2部作成し提出する。

- ① 第2の2による実測平面図及び横断面図の作成方法によること。
- ② 境界線は将来も現地復元が可能なものとし朱記すること。
- ③ 引照点は付近にある公共構造物(できるだけ永続性のあるもの)に2 点以上設置し、復元性の確保を図ること。
- ④ 協定文等の記載箇所に合わせて申請者は記名押印する。
- ⑤ その他町長が必要と認める事項については、適宜記入すること。
- 2. 協定図の交付

協定図は2部作成し、それぞれ1部保有する。

第6 申請書の返却

次の各号に掲げる場合は、申請者に申請書を返却する。

① 申請の取下書の提出があった場合

- ② 境界について協議が成立しなかった場合
- ③ 隣接土地所有者等の同意が得られなかった場合
- ④ 補正を求めたものについて3ヶ月が経過しても補正がされない場合
- ⑤ 協定用図面が6ケ月を経過しても提出されない場合
- ⑥ その他境界を確定することができない場合

第7 協定の証明

1. 申請手続き

既に協定している公共用地について、協定の証明を申請しようとする者は、官民有地境界協定証明書交付申請書(様式第11号)に次に掲げる図書を添えて、これを町長に提出する。

- ① 印鑑登録証明書(申請時に3ヶ月以内のもの)
- ② 全部事項証明書又は登記事項要約書(申請時に3ヶ月以内のもの)
- ③ その他町長が必要と認める図書(地積測量図等)
- 2. 協定証明書の交付

町長は、協定交付申請書を受理し、これを適当と認めたときは、官民 有地境界協定証明書を交付する。

第8 その他

1. 利害関係人の同意について

境界の協定に必要な利害関係人の同意については、隣接する公共用財産の種類により、次に揚げる関係人を標準とする。なお、隣接地所有者、対側地所有者の同意について、既協定であり現地において境界標等により明示されているものについては省略することができるものとする。

- ① 町道、町有道路敷の場合隣接地所有者
- ② 町有水路敷の場合隣接地所有者、地元水利組合
- ③ 里道敷(赤線)の場合隣接地所有者、対側地所有者、地元自治会長
- ④ 水路敷(青線)の場合隣接地所有者、対側地所有者、地元水利組合
- ⑤ その他の公共用財産の場合及び複雑な境界協定申請の場合 事前に協議すること。
- 2. DID区域内の測量について

DID区域内については、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査事業の成果に基づく、街区基準点、街区補助点の成果を使用し測量を行うものとする。

3. 添付書類の原本還付について

印鑑登録証明書、遺産分割協議書、全部事項証明書等の添付書類については、写しの提出で可とする。なお、写しには原本証明を行うこと。原本については確認後還付します。

官民有地境界協定申請書

令和	年	日	日
11 4.H		Л	\vdash

播磨町長 様

申請?	首				
住	所				
氏	名 電話	()	_	ŒŢ)
代理	人				
住	所				
氏	名 電話	()	_	

下記により官民有地の境界の協定を受けたいので申請します。

記

- 申請箇所
 加古郡播磨町 字 番地先
- 2. 隣接公共施設名
- 3. 協定を必要とする理由
- 4. 添付図書
 - ① 印鑑登録証明書
 - ② 委任状
 - ③ 位置図
 - ④ 全部事項証明書又は登記事項要約書
 - ⑤ 土地調書
 - ⑥公図等
 - ⑦ 実測平面図

- ⑧ 横断面図
- ⑨ 座標リスト及び求積表
- ⑩ 隣接土地所有者等の同意書
- ① 筆界点の説明書
- ⑫ 現況写真
- ③ その他必要と認める図書

5. 提出部数 正副各1部

委 任 状

私は、

を代理人と 定め、

下記の行為を委任します。

記

- 1 土地の所在
- 2 私所有の上記土地と公共用地 () との境界協定に関する 委任の範囲は、次のとおりです。
 - (1) 申請に要する図書及び資料を作成し官民有地境界協定申請書を提出すること、又は取り下げること。
 - (2) 申請図面作成者として現地立会し、協議に応じること。
 - (3) 官民有地境界協定図の受領に至るまでの事務。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

土 地 調 書

所 在 地(

字	地番	地目	公簿面積 (㎡)	所有者住所氏名 (原因・年月日)	分筆等沿革 (年月日)	地積測量図 有・無
						有 · 無
						有 · 無
						有 · 無
						有 · 無
						有 · 無
						有 · 無
						有 • 無
						有 · 無
						有 · 無
						有 • 無

令和 年 月 日

神戸地方法務局加古川支局にて調査

調査者

EI

同 意 書

加古郡播磨町 字 番地先の 敷との境界 については、別紙図面朱線のとおり異存ありません。 (本図朱線)

令和 年 月 日

(立会日 令和 年 月 日) 番地土地所有者(隣接土地所有者)

住 所

氏 名 即

(立会日 令和 年 月 日) 番地土地所有者(隣接土地所有者)

住 所

氏 名 即

(立会日 令和 年 月 日) 番地土地所有者(対側土地所有者)

住 所

氏 名 即

(立会日 令和 年 月 日) 自治会長・水利組合委員長

住 所

氏 名 印

官民有地境界協定証明書交付申請書

令和 年 月 日

播磨町長 様

申請者	∠. ∃				
住	所				
氏	名				EIJ
	電話	()	_	
代理》	人				
住	所				
氏	名				EI
	電話	()	_	

下記により、官民有地境界協定の証明を受けたいので、申請します。

記

- 申請箇所
 加古郡播磨町 字 番地先
- 2. 隣接公共施設名
- 3. 協定年月日
- 4. 証明を必要とする理由
- 5. 添付図書
 - ① 印鑑登録証明書
 - ② 委任状
 - ③ 全部事項証明書又は登記事項要約書
 - ④ 公図等
 - ⑤ その他必要と認める図書

官民有地境界協定書 (例)

加古郡播磨町東本荘1丁目386番1地先に当たる町道播磨町駅前線と播磨太郎 所有地との境界については、本図朱線のとおり協定する。

令和 年 月 日

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号 播磨町長 〇〇 〇〇〇 印

(386番地1土地所有者) 加古郡播磨町東本荘1丁目6番6号 播磨 太郎 ⑩

道路区域明示書 (例)

加古郡播磨町東本荘1丁目386番1地先に当たる町道播磨町駅前線と播磨太郎 所有地との境界については、本図朱線のとおり明示する。

令和 年 月 日

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号 播磨町長 〇〇 〇〇〇 ⑩

(386番地1土地所有者) 加古郡播磨町東本荘1丁目6番6号 播磨 太郎 ⑩